

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成23年  
8月5日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 平成二十三年度地籍調査事業計画に関する告示の一部改正(地域政策課).....一
  - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....一
- 公告
  - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....二
  - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....三
  - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....三
  - 山口県労働委員会の委員の任命(労働政策課).....三
  - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....三
- 教委規則
  - 山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則.....四
- 公安委告示
  - 指定講習機関の変更の届出.....四
  - 山口県交通安全活動推進センターの変更の届出.....五

### 山口県告示第三百十七号

平成二十三年度地籍調査事業計画に関する告示(平成二十三年山口県告示第七十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月五日

山口県知事 二井 関成



二 調査地域中「彦島江の浦町八丁目」の下に、「彦島杉田町一丁目、彦島杉田町二丁目、彦島角倉町三丁目」を、「山陽小野田市大字小野田」の下に「及び大字西沖」を加える。

### 山口県告示第三百十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年八月五日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年八月五日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 宇部興産株式会社  
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区  
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力 ( $m^3$ /日)	工事着手 予定 年月日	工事完成 予定 年月日	使用開始 予定 年月日	使用時間 隔 隔 時の使用 間 間
四七七八	〇・〇三	平成二三、 一、一	平成二三、 一、一	平成二四、 一、一	断 続 時 〇・〇一 時間 変動なし

備考 「四七七八」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する分離施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	通 常 最 大	通 常 最 小	
四七七八	七	八、六	九八、五〇〇
			二〇〇、〇〇〇
			二〇〇、〇〇〇
			二〇〇、〇〇〇
			四〇〇
			四〇〇
			〇・〇五
			〇・〇五
			〇・〇一
			〇・〇三

四 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 10 排 水 口	No. 8 排 水 口	No. 7 排 水 口	No. 6 排 水 口	No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )									
							水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)										
七・五	"	八・三	"	七・五	七・二	七・四	九、六	一〇・九	二〇	一五・九	二五	二・五	一五	四八	〇・〇五	〇・八二八	二、三〇・八三五	九四〇・八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
四・二	"	三・一	"	三・五	六・七	一〇・九	二〇	二〇	二〇	二二	二五	二・五	一五	四八	〇・〇五	〇・八二八	二、三〇・八三五	九四〇・八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
二〇	"	"	四・五	一五	"	二〇	二〇	二〇	二〇	二二	二五	二・五	一五	四八	〇・〇五	〇・八二八	二、三〇・八三五	九四〇・八
一三	"	"	七	一八	二二	二五	二五	二五	二五	二二	二五	二・五	一五	四八	〇・〇五	〇・八二八	二、三〇・八三五	九四〇・八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
五・八	"	"	〇・六	〇・六九	一・二	一五	四八	〇・〇五	〇・八二八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五
"	"	"	三	六	五	四八	四八	〇・〇五	〇・八二八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五
〇・二二	"	〇・〇六	"	〇・〇五	〇・〇六	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五	〇・八二八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五
"	"	"	"	〇・二	"	〇・八二八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八
二七七	八五二、二二〇	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	二四、七五〇	四四、六一五・九	二二八、一三〇・八三五	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八
七〇三・三	八五二、二二〇	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	三三、五四	四六、七九四	二二八、一三〇・八三五	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八
八五、三二七・一	八五二、二二〇	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	三三、五四	四六、七九四	二二八、一三〇・八三五	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八	二、三〇・八三五	九四〇・八



(二四九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年九

月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年八月五日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年七月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 エンジョイプラス

代表者の氏名 亀山 豊彦

主たる事務所の所在地 下関市後田町四丁目二三番二一

三 定款に記載された目的

職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援し、職業・職務上の環境保全を図り、社会福祉・医療・保険・資質等の向上・教育等のキャリア形成を促進するため職業訓練等の教育を実施し、新たな人材発掘・男女の雇用機会の均等の促進を図り、関係諸地域の新たな人材を確保すると共に地域の町づくりの推進を図り、障害者、知的障害者、高齢者、若年層などの社会的弱者の積極的な雇用を促進させ、幸せて、安心して生活が出来る社会環境の構築に貢献すること。

(二五〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十三年九月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年八月五日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十三年七月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人環境奇兵隊

代表者の氏名 赤羽 潔

主たる事務所の所在地 山口市桜島三丁目二番一号

(二五一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年三月二十五日山口県公告(七五)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年八月五日から同年九月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年八月五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラッグコスモス柳井東店

所在地 柳井市柳井一五四五の三

二 意見の概要

街並みづくりについて配慮を求める。

(二五二) 山口県労働委員会の委員の任命

労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十九条の十二第三項の規定により、平成二十三年八月一日山口県労働委員会の委員を次のとおり任命しました。

平成二十三年八月五日

山口県知事 二井 関成

区分 氏名 職名

使用者委員 岡田 和彦 宇部興産株式会社相談役

田中 一郎 山口県経営者協会専務理事

労働者委員 鶴岡 純枝 日本労働組合総連合会山口県連合会 常任執行委員

(二五三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十三年八月五日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市南竜王町

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宇部市大字上宇部二五四三番地の一

株式会社住宅工房



山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年八月五日

山口県教育委員会

**山口県教育委員会規則第五号**

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則(昭和三十一年山口県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立徳山高等学校の項を次のように改める。

山口県立徳山高等学校	周南市	本校	普通科	3	280	夜	普通科 $\frac{3}{4}$ 又は $\frac{4}{4}$	40											徳山北分校は、平成24年度から生徒募集を行う。
		徳山北分校	理数科	3	40														
		鹿野分校	普通科	3	40														

別表の1の表山口県立防府高等学校の項を次のように改める。

山口県立防府高等学校	防府市	本校	普通科	3	240															佐波分校は、平成24年度から生徒募集を行う。
		佐波分校	普通科	3	40															
			衛生看護科	3	40															
			衛生看護専攻科	2	40															

附 則

この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。

平成二十三年八月五日

山口県公安委員会



**山口県公安委員会告示第四十一号**

指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第四条第一項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更の届出があった。

指定講習機関の名称	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
財団法人山口県交通安全協会	代表者	藤井 寛	田中 武雄

**山口県公安委員会告示第四十二号**

交通安全活動推進センターに関する規則（平成十年国家公安委員会規則第三号）第三条第一項の規定により、財団法人山口県交通安全協会から次のとおり変更の届出があった。

平成二十三年八月五日

山口県公安委員会

代表者	変更事項	
	変更後	変更前
藤井 寛		
田中 武雄		

平成二十三年八月五日印刷

発行所

山口県知事